

研究ノート

明治期における更生保護思想 —『大日本監獄協会雑誌』からみる更生保護の意義と役割—

江連 崇

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 助教

【要約】 今日、日本における更生保護領域において刑務所と福祉施設の連携など、その枠組みの再検討が課題として挙げられている。その再検討の一環として本研究では『大日本監獄協会雑誌』を用いて、日本における更生保護の揺籃期でもある明治期に焦点をあて、関係者の出獄人保護についての思想を検討した。そこでは「犯罪予備軍」の減少を目的として就労支援を出獄人保護の目的とするものや、保護は国民の義務として、その必要性を説くものがあった。また各論者によって出獄人保護の役割と意義は異なっていたが、共通する点として、監獄事業の一環として出獄人保護を位置付けている点があげられる。これは今日の更生保護の課題でもある、刑務所と福祉施設の連携を考える上でも参考になる点が多いであろう。

1. はじめに

1-1. 問題の所在 —明治期における更生保護思想を取り扱う今日的意義—

今日の日本の刑法犯の認知件数は戦後を通していまだ高い水準にあり、また再犯率は減少傾向にあるとは言えず、犯罪社会学や刑事政策、司法福祉の分野では刑務所と福祉施設の連携が課題にあげられている（法務省 2013:29）。

そのような中 2012 年には日本において初となる更生保護に特化した更生保護学会が設立した。設立大会における藤本哲也の「刑務所と福祉施設が連携できるような具体的枠組みが必要」（更生保護学会ホームページ 2012）という発言からもわかるように更生保護の枠組みを今一度再検討する必要がある。もちろん今日の枠組みを再検討のためには日本における更生保護の歴史を整理、検討していくことが必要であるだろう。

しかし、日本における更生保護思想の歴史的展開を整理、分析しているものは筆者の管見の範囲では見当たらない。

これまでの数少ない更生保護史の研究に安形静男の研究が挙げられる。しかし安形の更生保護研究は近代日本における出獄者の保護活動を扱うものが多い。つまり現代日本における更生保護の枠組みと同様に社会内処遇のみを扱っており、また活動にいたるまでの関係者の思想部分については不十分な状況にある（安形 2005）。

このように枠組みを検討する理論研究には歴史研究は必要不可欠であるが、更生保護研究について歴史研究は蓄積が少ない状態にある。

1-2. 本研究の目的と方法

本研究は近年日本における更生保護の課題に注目しながら、社会内処遇のみに対象を限定するのではなく施設内処遇も対象として連続的に再社会化、再犯防止の思想を扱う。そして今日の更生保護の枠組みの再検討の一環として、当時の監獄関係者が様々な論考を記載している『大日本監獄協会雑誌』上における当時の監獄関係者の更生保護思想を明らかにすることを目的とする。

日本における更生保護の草創期でもある明治期には、監獄関係者が監獄内における囚人（被収容者）の処遇（施設内処遇）を、出獄後（社会内処遇）を見据えながら検討していることが多い。これは上記した「刑務所と福祉施設の連携」を考えるにあたり参考になるであろう。具体的には日本における更生保護事業の草創期である明治時代の様々な監獄関係者の論考が多数記載されている『大日本監獄協会雑誌』を用いて明らかにする。また当時の監獄関係者が（元）囚人の出獄後どのように支援していこうと考えていたのかを検討する。

本雑誌は名前を変え現在も『刑政』として刊行され様々な論考を掲載しており、日本における感化教育、司法福祉の領域の発展に対して重要な役割を担っている。『大日本監獄協会雑誌』には様々な思想の監獄関係者の論考が記載されており、また特定のテーマについての議論の蓄積もある。また大日本監獄協会の目的には「出獄人保護事業を奨励する事」があり、監獄内や出獄後に関する論考や欧米諸国の監獄論、出獄人保護論などの紹介を様々な監獄関係者が行っている。倉持史朗は明治期の監獄関係雑誌についての研究において多くの研究成果を残している（倉持 2008.2012）。『大日本監獄協会雑誌』についても書誌研

究を行い、大日本監獄協会の設立理由や会の概要、また雑誌の変遷について細かに言及している。その中で倉持は「近代日本における矯正、更生保護、児童福祉、少年保護などのあゆみを知る上で重要な資料」(倉持 2012:88)と本誌を位置づけている。

このように更生保護が体系化されつつあった明治期において、どのような議論がおこなわれていたのかを検討するには適切と考える。

2. 『大日本監獄協会雑誌』の概要

『大日本監獄協会雑誌』とは大日本監獄協会の機関誌であり、1888(明治21)年に刊行された。宇川盛三郎は1888(明治21)年5月11日に刊行された第一号巻頭に本会設立の趣旨を述べている。「欧米にては監獄事業の整頓したると整頓せざるとを見て以て其の国の文化国たると否とを証するとい」えるが、その点、日本は、1881(明治14)年に改正された監獄則が施行されたが、未だに監獄の状況は十分とは言い切れない状況にあるとしている(宇川 1888a)。

また監獄に対する世間の印象も正確なものではないが多かった。そこで新しい監獄則の施行も控えていることもあり、ここで監獄事業について多くの人に知ってもらうためにも本会の設立に至ったのであった。また本文の中には本会の目的の一部が記載されている。

- 一 監獄事業を奨励する事
- 一 不良少年感化事業を奨励する事
- 一 出獄人保護事業を奨励する事
- 一 貧民の救助及び教育に関する事業を奨励する事
- 一 監獄学の進歩を奨励すること

監獄内の事業を奨励する事は勿論だが、特に注目したい点は「出獄人保護事業を奨励」することと「貧民の救助及び教育に関する事業を奨励する事」であろう。

監獄協会という名ではあるが、監獄だけに着目するのではなく、「犯罪予備軍」とされる貧困者(児)に対する援助と教育を行い、犯罪防止事業も奨励し、また出獄後の保護まで考えている。つまり事業を監獄内で完結するのではなく、犯罪防止の一連の事業を推奨することを目的としている。これは『大日本監獄協会雑誌』に掲載されている記事をも意識されていることがわかる。

またこの目的のために大日本監獄協会はいかのことを方法として以下3つの活動を挙げている。

- 一 雑誌を発行しこれを会員其の他有志者に頒布し之に監獄に関する講義論説等を掲載する事
- 一 監獄に関する翻訳又は著述を為す事
- 一 欧米諸国の監獄協会と通信を開き以て各文明国の実況を調査する事

これらの具体的方法の1つが『大日本監獄協会雑誌』の刊行であった。

本誌は基本的に会員に配布されるが、創刊号は最初に 2000 部印刷し、会員数の急増により 1000 部増刷した (2 号)。会員数は 1888 (明治 21) 年 4 月に募集したところ 5 月 31 日までに 2250 名に達した。会員は「推戴員 (皇族)」「名誉会員」「特別会員」「正会員」の 4 種に分けられ、役員を主幹宇川盛三郎、執行役員を佐野尚、武田英一、深井鑑一郎の三人が務めた。

下は『大日本監獄協会雑誌』創刊号の奥付である。後に 7 号から発行兼編集者を佐野尚が担当することになる。

第一号 奥付

発行者 東京牛込区北町三十番地寄留 宇川盛三郎
編集者 東京本郷区尼両門町十二番地桑原大英方寄留 深井鑑一郎
印刷人 東京浅草区並木町二十二番地寄留 寺井宗平
発行所 東京下谷区七軒町二十八番地 大日本監獄協会仮事務所

第七号 奥付

発行兼編集者 東京本郷区弓町一丁目二十番地 佐野尚

3. 各論者の出獄人保護事業論

『大日本監獄協会雑誌』上において具体的に出獄人保護事業はどのように位置づけられていたのか。まず会自体が「出獄人保護会社標準調査委員」を設置したことが、第 3 号に記載されている。そこでは「近頃慈善社会に於て出獄人の保護場を設くるの議あり己でに静岡県、兵庫県、福島県、宮城県に於ては之れを設け岩手県に於ては其の創立の計画中なり又下八宗僧侶中の有志者に於ても之れを設けんとするの議あり故に本会に於て其の標準を調査することに決し委員を選挙したる… (以下略)」として出獄人保護事業について会自体で委員会を組織し今後議論され、今後、設立されていくであろう出獄人保護事業について調査することとした (宇川 1888c)。そのため、本雑誌には、出獄人保護関係の論考は勿論だが、各出獄人保護会社の動向なども「通信欄」に多く記載されることとなる。

宇川盛三郎

さて宇川盛三郎は既述したように (元) 被収容者の再犯防止については監獄事業と出獄人保護事業の 2 つの事業の連携を意識しており、それは『大日本監獄協会雑誌』に掲載されている記事をみても意識されていることがわかる。

宇川は第 3 号の「出獄人保護場を設置するの必要」において論題から分かったとおり出獄人保護場を設置する必要性を述べている。ここで宇川は出獄人保護場とは出獄人の就労支援を主な役割として、就労することによって貧困を防ぐことを主な役割としている。

宇川は貧困と犯罪は密接に関係していると考えており「貧民救助の結果には二つありて其の一は貧民の救助即ち慈恵是れなり其の二は犯罪を予防すること是なり」というように「貧民の救助は特に監獄事業に大関係ある」ものとしている (宇川 1888b:5)。

また出獄人保護事業を「此の事業は軽々に行ふべきものにあらざる」ものとして、組織を構成する際の慎重さも指摘している。

宇川は貧民を〈天然の貧民〉と〈社会上の貧民〉の2つに分類している。〈天然の貧民〉とは先天的に障害をもった「哑、聾、盲」者や「廢疾、不具合者」、〈社会上の貧民〉は「壯健の貧民」「貧病人」「孤兒、棄兒」「無籍兒」「不良少年」「無教育少年」「出獄人」などとしている。出獄人は「壯健の貧民に属すべきなれとも其の履歴上よりして特別の救助を施さざるべからざるなり即ち教育を与へ教誨を施し特に授産の道を与へ且つ其の取締りを厳にするの必要あり」としており出獄人保護の必要性を主張している（宇川 1888b : 7）。

しかし出獄人に限らず貧民の救済については社会の為に「利用」することを目的としている。例えば「哑、聾、盲」者については「自然よりの貧民なれば是れを救助し且つ是を利用する方法をもとめざるべからず」として、また「廢疾、不具合者」については「単に救助するに止り社会に利用するを得ざるものとす」としている（宇川 1888b:2-3）。宇川は出獄人が貧民とならないよう出獄人保護をする必要があると主張するが、それは出獄人個人に焦点をあてるといふより、むしろ社会に焦点をあてているといえるだろう。

久野三吾

17号、18号には「出獄人授業所規則私案」として久野三吾が授業所の規則案を提示しており、会員からこの私案についての意見を求めている（久野 1889a,1889b）。この私案は15章におよび各章の構成は以下のようになっている。

第1章・汎則、第2章・本所の役員、第3章・出獄人授業委員、第4章・本所の構造、第5章・就業請願書、第6章・就業人の入退、第7章・作業、第8章・工錢、第9章・衣服食物、第10章・器械、第11章・疾病、第12章・書信、第13章・贈遺、第14章・教誨、第15章・賞与懲戒
--

本私案は全15章におよび章を通して、83條の項目が記載されている。いくつかその内容を見ていきたい。

まず、第1條（第1章・汎則）に出獄人授業所は「身を立て難き所の刑余の者に生業を授与し以て一般の良民に復せしめ併て再犯を予防するを目的」とすることが規定されている（久野 1889a:35）。やはり久野も出獄人が直面する大きな問題に就業を考えており、その対策を出獄人保護事業が担うことはこの私案からも伺える。それは第6條の「本所に入る所の男女の出獄人を就業人と称す」からも同様である。

第9條（第3章・出獄人授業委員）では授業委員について述べている。「所長は其管内に於て常に多くの人を使用する所の製造者商人及び豪農の中より五名を撰み出獄人授業委員を囑託す可し」、第10條（第3章・出獄人授業委員）で「委員は所長と共に就業人をして一般の良民に復せしむるの便宜を計画するを以て其任とす」など出獄者就業を意識した委員構成となっている（久野 1889a:37）。

また就労支援をする前段階として出獄人を受け入れるにあたり以下のような規程を設けている。

「所長は新たに入りし者に対し親しく其出生及び前住の地名職業刑名等を問ひ並に其志向を聞き早く正業の資金と世人の信用とを得て一般の良民に復す可き旨を説諭し

書記をして規則を読示せしめ且つ其就業人の品行及び義務に関する條々を抄記したる書面に捺印せしめ之を畢りて入房を許す可し」(久野 1889a:40)

このように出獄人授業所に至るまでの個人の情報を聞き「一般の良民に復す」ことを目的とすることを出獄人が承諾することを受け入れる条件としている。その他、この「出獄人授業所規則試案」は就業人の入退規定や賞与懲戒など細部にわたり規定がなされている。

久野の考えは宇川と共通する点が多い。それは第一優先が貧困防止という点である。宇川は出獄人保護の必要性を述べているが、この私案ではその具体的な運営案を提示している。しかし、ここには物質的なケアは見られるものの、出獄者へ対する教誨などの精神的ケアについての規則は提示されておらず、出獄者の再社会化を目的としているとは言い難い。

佐野尚

佐野尚は、内務省の訳官も務めており『仏国監獄改良論』やワインズの『欧米監獄事情』の翻訳など精力的に海外の監獄関係書を紹介している(長沼 2010:10)。本誌においても大日本監獄協会の発行兼編集者も行いながら多数の欧米の監獄事情を掲載している(佐野 1888a.1888b.1888c)。

また佐野尚は、第 34 号の「獄事雑纂」において欧米の監獄事情を紹介しつつ出獄人保護の重要性を指摘している。「出獄人を保護するは国民の義務」としてスウェーデンの「犯罪人を處刑し其心の改良を為し遂けたるときは国民たるものは其出獄後之を引受け、救助させるへからず」という考えを紹介している(佐野 1891:45)。

また「社会と出獄人とを和解」させるためにも出獄人保護会は必要であり、「受刑者と社会との間に中立して其調和を図る所の一元素は極めて必要なり」として、また「善男善女相集りて会社を構成し出獄人の保護を全ふするに於ては即ち之を社会と受刑人とを和解せしむる」として出獄人保護会社の社会内での位置づけを述べており、「社会と受刑人とを和解せしむるの原素と云ふを得へし此の会社なきときは監獄則の構成如何に宜しきをえるも其をして重大なる効力を維持せしむるを得ず」として監獄内の処遇(施設内処遇)のみでなく社会と(元)囚人を繋ぐ社会内処遇を通して更生を考えることが必要であるとしている(佐野 1891:45)。

佐野は第 17 号、18 号に会員の吉木竹次郎から出獄人保護事業についてのインタビューを受けておりそこで自身の考える出獄人保護事業について述べている(吉木 1889a.1889b)。

問 今日各府県に設立しある出獄人保護会社の状態を聞くに往々逃亡者ある由右は如何なる理由なるや

答 其はその組織の宜しきを得ざるものあるに依る事と思考す

問 然らば貴君の考へには其組織を如何にせんとするや

答 余も此方法に就ては種々に考へを尽し又欧米各国の保護会社規則を調査せしに其の方法区々にして直ちに探て以て之を本邦に適用するに足るものあるを見ざるなり然りと雖とも之に就ては余も亦た聊か意見の有るあれは謂ふ之を左に陳

へん先つ出獄人を甲乙の二部に區別す先つ保護会社に役員中に監獄巡回委員なるものを設け毎月一回つつ監獄を巡回せしめ各監獄中出獄の期に近き囚徒に就き親しく汝出獄の後我社へ引受け正業の資本を得るの方法を授けんとする等の事を話して能く本人に会得せしめ其の入社を希望する者は出獄の上直ちに本社に引受けて保護を与うその際…(中略)…典獄よりその感化遷善せる旨を証明するものは甲部に入れ典獄に於て未だ十分の感化遷善を保証せざるものは乙部にいれしむ其甲は昼夜雑居せしめ早く正業に就き得へき工業を授け速やかに社会の信用を得せしむるを目的とす又乙部は夜間分房昼間雑居として工業に就けしめ早く甲部に入るを目的とせしむ乙部の取締は甲部よりは厳格にし教育と教誨とを一日二回はかりも施す事とせば逃亡者は有らざるへしと思考す今日一二出獄人保護会の規則を見るに感化遷善せると否との區別を為さずして雑居と為せるもの如し斯くの如くんは人心改良とはならずして却て悪事の伝習條たるか如き結果を生み出するに至らん…(以下略)(吉木 1889a:45-46)

当時、すでにいくつかの出獄人保護会が全国に存在しているが、成果をあげているとは言い難い状況であったが、佐野は理由に出獄人を受け入れる出獄人保護会の体制が不十分であると述べている。

そこで、保護会社の役員が監獄の巡回を行い出獄間近の出獄後の保護を希望する受刑者がいた場合、彼等の更生の度合いを典獄(所長)から聞き更生の具合によって彼等を分類し、出獄後受け入れることが必要と佐野は述べている。更生している者は甲とし、更生が不十分とされる者を乙とし、彼等を出獄人保護会に受け入れる際は対応を別にし、更生が不十分とされるものには1日2回の教育と教誨をすることとしている。大きく二つの分類であるが、すべての出獄人に対して同じ援助をするのではなく、彼等の更生状況によって援助を変えるものであった。

佐野はこれらの論考の他にも欧米の監獄事情や文献の紹介を精力的におこなっている。それらは監獄のみについてではなく(元)被収容者の監獄内処遇、監獄運営、社会との関わり、出獄人保護事業の役割など監獄の近隣分野についても多く触れられている。

第25号「独逸国伯林幼年出獄人保護会報告(翻訳)」第32号「独逸国放免女囚保護委員報告(翻訳)」など、それらは(元)被収容者の再社会化を監獄のみで捉えるものではなく監獄を中心として連続的に捉えているものであった。

4. おわりに

本論文では、『大日本監獄協会雑誌』の性格を表していると考える3名の論考を取り上げたが、その他多くの論者が、自身の考える出獄人保護事業の意義と役割を寄稿している。例えば様々な欧米監獄関係書を翻訳した神谷四郎は1890(明治23)年より出獄人保護指針を掲載している。この小冊子の翻訳理由について「会員諸君の一覽に供すへし若し之を読みて目今監獄学上の一大問題にして且つ急務なる出獄人保護事業に就て得る所あらは国家の幸なり」として、この「最新の書」の翻訳を行ったとしている(神谷 1890:付録1)。

このように様々な監獄関係者が(元)被収容者の「自立」を考え、海外の監獄の役割や社会内処遇の事情などを紹介し、また、会員から意見を求めるなど、囚人が「再社会化」

するためにどのような社会内処遇がよいのかを考えている。

もちろん彼等が考える「良民」像は今日からすれば聊か疑問を感じる点はあるだろう。出獄人に焦点を当てず、社会安寧を最重要課題とした論考も見受けられる。貧民を「犯罪予備軍」として、その文脈のなかで出獄人の貧困防止の為に就労の支援を行うことは、当事者を主体としたものではなく、社会を主体とした更生思想といえる。

しかし、近代化が国家の急務であった時代的、社会的背景を踏まえるならば簡単に否定することもできない。時代的制約を踏まえたうえで、更生保護思想をみる必要があるだろう。

論考の中には休業日に教誨などで精神的なケアを行うなど、出獄者個人に対する援助を意識しているような記事もまた見受けられる。また、出獄者が社会に受け入れられるように支援を行うことは、国民の義務であり、出獄人保護は、必要な社会的な活動と捉える必要性を主張するものもあった。監獄関係者が監獄と出獄人保護会についての流れを意識していた点は今日の更生保護事業からみても一定の評価をすることができるであろう。

取り上げた3名の論考に共通する点は、監獄と社会のつなぎ役として出獄人保護を捉えていた点であろう。先述したように今日、刑務所と福祉施設の連携を深めて、出所者の支援を進めていくことの必要性が挙げられているが、その点でいえば、『大日本監獄協会雑誌』上における出獄人保護事業関係の議論は、更生を監獄と社会の一連の流れの中で捉えていることが多い。今回検討した『大日本監獄協会雑誌』上における出獄人保護関係の論考は更生保護の枠組みの再検討、「施設内処遇」と「社会内処遇」の連携を考える際に重要な手がかりになるだろう。

最後に今後の課題として、本論文では3名の論考のみを用いたため、時代の流れの中での思想の変化までは考察できていないため、今後更生保護思想の変遷を検討する必要がある。また思想をより明らかにしていくために取り上げた人物の経歴や立ち位置などを検討していく必要がある。

参考文献

- ・宇川盛三郎（1888a）「大日本監獄協会設立の趣意」『大日本監獄協会雑誌 第1号』大日本監獄協会
- ・宇川盛三郎（1888b）「出獄人保護場を設立するの必要」『大日本監獄協会雑誌 第3号』大日本監獄協会
- ・宇川盛三郎（1888c）「本会の総集会」『大日本監獄協会雑誌 第3号』
- ・神谷四郎（1890）「出獄人保護指針」『大日本監獄協会雑誌 第23号』大日本監獄協会
- ・教誨マニュアル編集委員会（1993）『教誨マニュアル』全国教誨師連盟
- ・倉持史朗（2008）「監獄関係者たちの感化教育論—『監獄雑誌』上の議論を焦点として—」『社会福祉学』日本社会福祉学会
- ・倉持史朗（2012）『大日本監獄協会雑誌』の書誌的研究—大日本監獄協会の組織・活動と監獄改良論を焦点として—『天理大学学报 第63巻2号』天理大学
- ・更生保護学会ホームページ：<http://www.kouseihogogakkai.jp/>（2014年2月現在）
- ・副島望（2010）「貧民と監獄—明治前期刑事政策における貧民の取扱いをめぐって」『東京社会福祉史研究 第4号』東京社会福祉史研究

- ・佐野尚（1888a）「葡萄牙監獄の景況」『大日本監獄協会雑誌 第 2 号』大日本監獄協会
- ・佐野尚（1888b）「布哇国監獄事情」『大日本監獄協会雑誌 第 3 号』大日本監獄協会
- ・佐野尚（1888c）「マリランの新刑法」『大日本監獄協会雑誌 第 8 号』大日本監獄協会
- ・佐野尚（1891）「獄事雜纂」『大日本監獄協会雑誌 第 34 号』大日本監獄協会
- ・長沼友兄（2010）「東京感化院設立当初の欧米社会事業情報」『東京社会福祉史研究 第 4 号』東京社会福祉史研究会
- ・久野三吾（1889a）「出獄人授業所規則私案」『大日本監獄協会雑誌 第 17 号』大日本監獄協会
- ・久野三吾（1889b）「出獄人授業所規則私案」『大日本監獄協会雑誌 第 18 号』大日本監獄協会
- ・法務省（2013）『平成 25 年版犯罪白書』
- ・吉木竹次郎（1889a）「出獄人保護事業問答」『大日本監獄協会雑誌 第 18 号』大日本監獄協会
- ・吉木竹次郎（1889b）「出獄人保護事業問答」『大日本監獄協会雑誌 第 19 号』大日本監獄協会